

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の不変更処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社に雇用され、潜水夫として就労していた。

請求人は、昭和○年○月○日、深さ55メートル程の海に2回潜り、海面に戻った直後に意識を失い、救急車でC病院に搬送され、「潜水病」と診断され、約○年○か月入院加療をした。昭和○年○月○日、D病院に転医し、「潜水病」（以下「本件疾病」という。）と診断され、以後、複数の医療機関で療養を継続した結果、平成○年○月○日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第5級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

今般、請求人は、機能不全は固定的であり、両下肢のしびれにより温・冷感覚及び振動感覚もなくなったこと、両下肢の運動性と支持性が不十分で立位の保持ができないこと、尿失禁があること、などの症状のために障害の程度が悪化したとして、監督署長に障害補償給付変更請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は当初決定の障害等級を超えるものとは認められないとして、これ

を変更しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第5級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか、また、仮に認められる場合に当初の本件疾病に基づくものといえるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人及び再審査請求代理人（両者を併せて、以下「請求人ら」という。）

は障害の程度の増進は自然的経過による増進であり、現在の障害の等級は3級に該当すると判断されるべきであると主張しているが、判断の要件に示すとおり障害補償年金を受ける労働者の障害の程度の変更は自然的経過により増進又は軽減した場合をいうものであることから、請求人の障害の程度が自然的経過により増進したものかについて以下検討する。

（2）請求人の障害の程度の変更について、E医師は平成○年○月○日付け意見書において、症状固定時の状態と比較した悪化の状況及び程度について、「加齢に伴い悪化している。」としている。

また、E医師は頸椎MRI実施後の平成○年○月○日付け意見書において、症状固定時からみて障害の状態が悪化している場合の原因について、「減圧症

は一度きりのものであり、進行するものではない。減圧症後遺症の痙性麻痺による廃用性筋萎縮が悪化しているため、現在は杖歩行となっている。」とし、さらに平成〇年〇月〇日のプログレスノートにおいて、「減圧症による感覚障害はむしろ軽減している。右の痙性対麻痺による廃用性筋萎縮の進行が主体であろう。本人・妻には、減圧症は一度きりのものであり、進行するものではないことを説明。減圧症後遺症の痙性麻痺による廃用性筋萎縮が悪化していることは説明できるが、減圧症による筋力低下の進行とはかけない。」と記載している。

当審査会としては、療養経過、診断結果等からE医師、E医師の判断は妥当なものと判断する。

- (3) せき髄が損傷された場合には複雑な諸症状を呈する場合が多いことから、障害等級の認定に当たっては身体的所見及びMRI、CT等によって裏付けることのできる麻痺の範囲と程度に着目することとされているが、一件資料を精査したところ、減圧症により麻痺の範囲とその程度が拡大することにより障害の程度が自然的に増進したことを裏付ける資料は認められない。

したがって、請求人らが主張するように障害の程度に増進があったとしても、それは加齢又は廃用性筋萎縮の悪化によるものと考えられ、障害の程度が減圧症による麻痺の拡大などにより自然的に増進したものとは認められない。

- (4) 以上のことから、障害等級第5級とする請求人の障害の程度が、増進していたとしても、労働者災害補償保険法第15条の2の障害の程度に変更があった場合には該当しないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第5級を変更しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。